

協議第7号

各種事務事業の取扱い（広報広聴関係）

各種事務事業の取扱い（広報広聴関係）について提案する。

平成16年1月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 2 - 6 各種事務事業の取扱い（広報広聴関係）
合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26 - 2 - 6	各種事務事業の取扱い(広報広聴関係)	所 管	行財政専門部会
調整の内容	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(協議会等)	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。
2. 広報広聴事業	新市においても広報広聴事業は重要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、無線広報については、既存施設の有効利用が図られることから、厚田村において現行のとおりとする。

( 個 表 )

1. 関係団体(協議会等) (第8回現況調書15ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	日本広報協会 北海道広報協会 石狩管内市町村広報連絡協議会	日本広報協会 北海道広報協会 石狩管内市町村広報連絡協議会	日本広報協会 北海道広報協会 石狩管内市町村広報連絡協議会	新市においても必要であることから、合併時に引き続き加入するものとする。

2. 広報広聴事業 (第8回現況調書15～26ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
広 報 紙	「広報いしかり」 ・発行 毎月 ・構成 A4版 36ページ程度	「広報あつた」 ・発行 毎月 ・構成 A4版 10ページ程度	「広報はまます」 ・発行 毎月 ・構成 A4版 12ページ程度	新市においても広報広聴事業は重要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、地域情報への配慮や合併前の2村での広報内容を考慮するものとする。
広報紙別冊等	「石狩市くらしの便利帳」 ・発行 年1回 ・構成 A4版 68ページ程度	「厚田村くらしの便利帳」 ・発行 平成9年 ・構成 A4版 20ページ	「村民カレンダー」 ・発行 年1回 ・構成 4～3月の1年度	
要 覧	「石狩市勢要覧」 ・発行 4年に1回 ・構成 本編 A4版 48ページ程度 資料 A4版 20ページ程度	「厚田村勢要覧」 ・発行 不定期 ・構成 本編 A4版 32ページ程度 資料 A4版 28ページ程度	「浜益村勢要覧」 ・発行 不定期 ・構成 本編 A4版 32ページ程度 資料 A4版 16ページ程度	
ホームページ	「石狩市ホームページ」 ・アドレス <a href="http://www.city.ishikari.hokkaido.jp">http://www.city.ishikari.hokkaido.jp</a>	「厚田村ホームページ」 ・アドレス <a href="http://www.vill.atsuta.hokkaido.jp">http://www.vill.atsuta.hokkaido.jp</a>	「浜益村ホームページ」 ・アドレス <a href="http://www.vill.hamamasu.hokkaido.jp">http://www.vill.hamamasu.hokkaido.jp</a>	
記 録 映 画	(内容)市の進展状況等を毎年記録しておき、数年に一度PR用としてビデオ、DVDを制作する。	該当なし	該当なし	
市民レポーター	(内容)市民参加の広報紙づくりを目的とし実施する。 ・対象 市民及び市内に通学する者	該当なし	該当なし	
定例市長会見	(内容)市民への情報提供の一つとして実施する。 ・実施日 毎月第1木曜日(原則)	該当なし	該当なし	

( 2 . 広報広聴事業つづき )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
無 線 広 報	該当なし	(内容)防災行政無線を利用し、村民へ情報提供を行う。 ・実施日 毎週火曜日 12:28 及び 19:28	該当なし	既存施設の有効利用が図られることから、現行のとおりとする。
市村長室開放	(目的)市長が市民と積極的に対話をし、相互の理解を深め、市民と一体のまちづくりを推進する。 ・開放日 毎月第1水曜日 15:00~17:00	事業としては行っていないが、村長が対応できる場合には、面談することができる。	事業としては行っていないが、村長が対応できる場合には、面談することができる。	住民との直接的な対話は、新市においても重要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
住 民 懇 談 会	(目的)市民の意見・要望等の聴取、また市政についての説明などを行う。 ・実施時期 毎年7月~12月	(目的)村民の意見・要望等の聴取、また村政についての説明などを行う。 ・実施時期 毎年11月上旬~12月上旬	(目的)村民の意見・要望等の聴取、また村政についての説明などを行う。 ・実施時期 毎年1月	